

消費税改正に伴う弊社対応のお知らせ
～受託校正修理サービスについて～

拝啓 貴社益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格段のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より適用されます消費税法の改正に関連し、弊社より発行するご請求書の消費税対応についてご案内いたします。ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記.

1、新税率の適用について

完了品の納品日が2019年10月1日以後となる物件の代金について、新税率（10%）を適用いたします。

御見積書等に旧税率が記載されていても、ご利用日に応じた新税率が適用されます。

納品日が2019年9月30日迄の物件の代金については、ご請求書締日・発行日を問わず、旧税率（8%）を適用いたします。

2、ご請求書について

消費税率が混在するご請求期間の場合、旧税率（8%）と新税率（10%）のご請求書を2通に分けて発行いたします。

貴社ご指定の請求書書式も同様に、消費税率毎に分けて作成いたします。

以上